

五 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案	現行
<p>（銀行の特定関係者）</p> <p>第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 当該銀行を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。）とする銀行代理業者（法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項及び同号において同じ。）並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>十二・十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 当該銀行の親法人等の前条第二項に規定する子法人等（自己並</p>	<p>（銀行の特定関係者）</p> <p>第四条の二 法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 当該銀行を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者の子法人等及び関連法人等（当該銀行及び前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>十二・十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

びに前号並びに第三項第一号及び第三号に掲げる者を除く。)

三 当該銀行の親法人等の前条第三項に規定する関連法人等(第三項第二号及び第三号に掲げる者を除く。)

四 当該銀行の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「特定個人株主」という。)に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び第三項各号に掲げる者を除く。以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「法人等」という。)

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等(前条第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第十六条の二の二において同じ。))及び関連法人等(前条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条及び第十六条の二の二において同じ)を含む。)

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 | 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行(第十六条の八第一号において「長期信用銀行」という。)

-
- 二| 信用金庫連合会
 - 三| 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九
条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
 - 四| 労働金庫連合会
 - 五| 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條第一
項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
 - 六| 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十
七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - 七| 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加
工業協同組合連合会
 - 八| 農林中央金庫
 - 九| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保そ
の他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に
よつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行
、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項
に規定する金融商品取引業者（次号において「金融商品取引業者
」という。）、保険業法（平成七年法律第一百五号）第二条第二項
に規定する保険会社（同号において「保険会社」という。）並び
に前各号及び第四項第二号に掲げる者を除く。）
 - 十| 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（
銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く
。）
- イ| 銀行業
-

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業

3 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行の子法人等

二 当該銀行の関連法人等

三 当該銀行を所屬銀行として法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む者（銀行代理業者及び前二号に掲げる者を除く。）

4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第二項第九号及び第十号に掲げる者

二 第十六条の八各号に掲げる者

（情報通信の技術を利用した提供）

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は

（情報通信の技術を利用した提供）

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）

電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	第十三条の三第三号	(略)	第十三条の三の二第一項
読み替えられる字句	(略)	特定関係者	銀行の子金融機関等	
読み替える字句	(略)	特殊関係者	外国銀行支店に係る外国銀行、 外国銀行の子金融機関等	

の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(外国銀行支店に関する読替え)

第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	第十三条の三第三号	(略)	(新設)
読み替えられる字句	(略)	特定関係者	(新設)	(新設)
読み替える字句	(略)	特殊関係者	(新設)	(新設)

(略)	第十三条の三の二 第二項	銀行の総株主	外国銀行支店に係る外 国銀行の総株主等
	第十三条の三の二 第三項	当該銀行	当該外国銀行支店に係 る外国銀行
(略)	当該銀行	外国銀行支店に係る外 国銀行が	外国銀行支店に係る外 国銀行
(略)	当該銀行	当該外国銀行支店に係 る外国銀行	当該外国銀行支店に係 る外国銀行

(国及び地方公共団体に準ずる法人)
第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一～三 (略)
四 保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構

(略)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)

(国及び地方公共団体に準ずる法人)
第十五条 法第五十二条の二の十一第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一～三 (略)
四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構

五〇七 (略)

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

第十六条の二の二 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該銀行持株会社の親法人等
 - 二 当該銀行持株会社の親法人等の子法人等（自己並びに前号並びに第三項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 当該銀行持株会社の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 当該銀行持株会社の特定個人株主に係る次に掲げる法人等
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
 - ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。
- 3 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 当該銀行持株会社の子法人等
 - 二 当該銀行持株会社の関連法人等
 - 三 当該銀行持株会社の子会社である銀行を法第二条第十六項に規

五〇七 (略)

(新設)

定する所属銀行として法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む者（銀行代理業者及び前号に掲げる者を除く。）

4 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第十六条の二の三（略）

（銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の二の四（略）

（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲）

第十六条の八 法第五十二条の六十一第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行

二（略）

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四（略）

五 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第十六条の二の二（略）

（銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第十六条の二の三（略）

（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲）

第十六条の八 法第五十二条の六十一第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

二（略）

三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四（略）

五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二

うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)

六 漁業協同組合(水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。)

七 (略)

号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。)

七 (略)